

会 員 殿

公益社団法人 和歌山県トラック協会  
会 長 阪 本 享 三

## 定期健康診断受診料（一般健診）の助成について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本年度も定期健康診断受診料助成を下記内容に於いて実施致しますのでご活用下さい。

つきましては、定期健康診断を受診された会員事業所におかれましては、別紙所定様式の「健康診断受診料助成金交付申請書」及び「健康診断受診者名簿」に必要事項をご記入のうえ、医療機関の領収書のコピーを添えて、和歌山県トラック協会宛お申し込み下さい。

尚、会員事業所皆様の平等を図る上で、1事業所当たりの申込制限を設けておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

敬 具

### 記

1. 助成対象 令和7年3月1日～令和8年2月27日迄の間に医療機関で受診し、受診料が支払われたもの。

**※受診料単価、受診者数がわかる領収証（写）が必要です。**

領収証に記載がない場合は、単価、受診者数が記載された請求書（写）も併せて必要となります。

また、インターネットバンキングの振込データを領収証とする場合は振込日以降に印刷したものが必要となります。印刷が不可能な場合は医療機関に領収証の発行を依頼して下さい。

2. 助成額 1名につき2,000円  
なお、受診料が2,000円を下回る場合は受診料（税抜）の1/2（100円未満切り捨て）を助成する。
3. 申請期間 令和7年7月10日～令和8年2月27日（年1回申請のみ）
4. 締切日 令和8年2月27日（期日厳守）
5. 申込制限 1事業所当たり協会発行の令和7年4～6月分会費請求書による県内登録の事業用トラック台数（トレーラ除く）に当たる従業員の数を上限とする。  
また、年度途中加入の事業者については加入後初回の会費請求書による車両数で算定する。なお、助成金対象となるのは協会加入後受診した健康診断となります。
6. お申し込み先 （公社）和歌山県トラック協会 交付金課

# 健康管理促進助成交付要綱

令和7年4月1日

公益社団法人 和歌山県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法に定める健康診断を受診する（公社）和歌山県トラック協会（以下「協会」という。）の会員に対し、受診の促進をはかるため、受診に要した費用の一部を助成金として交付するにあたり、必要な事項を定め、適性かつ円滑に推進することを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成の対象は、原則として、法定の健康診断を受診した県内の会員事業所に在籍している従業員であること。

## (助成の交付額)

第3条 会員に対する助成金の交付額は、従業員1名につき2,000円を助成する。なお、受診料が2,000円を下回る場合は受診料（税抜）の1/2（100円未満切り捨て）を助成する。また、被保険者証を使用して受診している場合は、助成金の対象外とする。領収証で健康診断を受診されていることが確認できない場合は、医療機関で健康診断と分かるよう記載を依頼する。

## (交付申請)

第4条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1「健康診断受診料助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会に提出しなければならない。

## (交付申請期限)

第5条 前条の助成金交付申請期限は、令和8年2月27日（必着）までとする。

## (助成金の交付)

第6条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

## (その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、専門委員会で協議し、理事会でもって決定する。

# 令和7年度 健康管理促進助成事業実施要領

公益社団法人 和歌山県トラック協会

## 1. 助成対象者

和歌山県トラック協会々員事業者であって、法定の健康診断を受診した県内の会員事業所に在籍する従業員であること。

## 2. 一事業者当たりの助成対象人数

和歌山県トラック協会々員事業者であって、各事業者が和歌山県内に登録している事業用トラック台数（トレーラ除く）の台数に当たる従業員の数を上限とする。

## 3. 予 算

1 0 0 0 万円

## 4. 助成対象期間

令和7年3月1日～令和8年2月27日に受診したもの。

## 5. 申 込 要 領

様式1「健康診断受診料助成金交付申請書」及び「健康診断受診者名簿」に医療機関が発行する領収書の写しを添付し、協会事務局に提出する。

## 6. 助 成 金 額

従業員1名につき 2, 0 0 0 円

なお、受診料が2, 0 0 0 円を下回る場合は受診料（税抜）の1/2（100 円未満切り捨て）を助成する。また、被保険者証を使用して受診している場合は、助成金の対象外とする。

## 7. 申 請 期 間

令和7年7月10日～令和8年2月27日